

募集要項(大型機)

- 1 自動販売機の設置場所 福井商業高等学校1号館1階西側廊下
- 2 自動販売機の設置台数 2台 縦190cm × 横136cm × 奥行72cm 相当/台
- 3 期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
期間内に双方に特に問題が無ければさらに1年自動更新となる。ただし契約期間は最長3年とする。
- 4 必要経費
 - ア 自動販売機の設置および撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。
 - イ 販売価格と設置事業者の納品価格との差額を手数料とし、福井商業高等学校庶務部購買室が指定する日までに指定口座に納入すること。
 - ウ 設置事業者は光熱水費の使用料を計る専用メーターを自動販売機に設置し、それによる実費を福井商業高等学校庶務部購買室が指定する日までに指定口座に納入すること。
 - エ 各振込みに係る振込手数料は設置事業者負担とする。
- 5 設置機器の仕様
 - ア 盗犯防止のための機具(ガードロック等)が装着されていること。
 - イ スクールタイマー対応機種であること。行事日にはタイマー変更可能であること。
 - ウ 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- 6 販売条件
契約期間中は次の事項を遵守すること。
 - ア 契約書の条件を遵守し、手数料、光熱水費を期限までに確実に納入すること。
 - イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。
 - ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については福井商業高等学校庶務部購買室の指示に従うこと。
 - エ 販売品目は清涼飲料水、お茶、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
 - オ ドーピング検査等に違反が疑われる商品を販売しないこと。
 - カ 販売価格は標準小売価格以下の価格となるようにすること。
- 7 維持管理
契約期間中は次の事項を遵守すること。
 - ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - イ 自動販売機に併設して販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
 - エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
 - オ 自動販売機の故障や問合せについては、速やかに対応し、福井商業高等学校庶務部購買室への対応報告を設置事業者の責任において行うこと。
- 8 毎月の報告
設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額・売上数量・手数料等を翌月20日までに書面にて福井商業高等学校庶務部購買室に報告すること。
- 9 契約の解除
 - ア 設置業者が契約に定める業務を履行しないとき。
 - イ 設置業者の自己都合により期間中に契約を解除する場合は、3ヶ月前までに書面にて福井商業高等学校購買室に通知すること。
 - ウ 設置業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

- 10 設置機器の撤去および原状回復
設置事業者は、契約期間が満了または契約を解除された場合は速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。
- 11 自動販売機設置等に伴う事故
福井商業高等学校の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
- 12 商品等の盗難および破損
ア 福井商業高等学校の責めに帰することが明らかな場合を除き、福井商業高等学校はその責を負わない。
イ 設置事業者は商品および自動販売機が汚損または毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。
- 13 設置に伴う付随業務
ア 学校外行事
現地への配達に対応すること。
イ 体育祭
① 開催日(雨天順延あり)に飲料の手売り販売を行うこと。
② 設置、納品等の準備作業、終了時の撤去、ゴミの回収作業を行うこと。
③ 販売の際に必要な物品(スタンド式クーラーボックス・氷)等を負担すること。
④ 販売員の常駐については話し合いによる。
ウ その他行事
ボランティア作業等、飲料を配る行事等に対応すること。